

「公共サービス改革基本方針」の策定に関する意見の募集について

(「集中受付月間」募集要領)

内閣府 公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号、以下「公共サービス改革法」という。)が、本年7月7日に施行されました。

この法律は、今日の厳しい財政事情の中、「簡素で効率的な政府」を実現するために、公共サービスの受益者である国民の立場に立って、「競争の導入による公共サービスの改革」(国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革)を進めることを目的としています。

公共サービス改革法は、政府が同法に基づく「公共サービス改革基本方針」を策定するに際して、民間事業者や地方公共団体の方々から、官民競争入札の対象とすべき業務等に関して意見を聴取することを定めています(同法第7条第3項及び第5項)。

これを踏まえ、今般、「集中受付月間」を設け、ご意見(要望)を募集することとしますので、この機会を活用して、以下の事項にご留意の上、積極的に要望をお寄せください。

(注1) 公共サービス改革法について

公共サービス改革法の概要については、<http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html> をご参照ください。

(注2) 「官民競争入札」、「民間競争入札」とは・・・

「官民競争入札」とは、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みのことです。

また「民間競争入札」とは、官は入札に参加せず、民間事業者の間で入札を行い、質・価格の両面で最も優れた者が、公共サービスの提供を担う仕組みです。

公共サービス改革法では、官民競争入札・民間競争入札いずれについても、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する観点から、業務の実施に民間事業者の創意工夫を適切に反映させるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための所要の規定が設けられております。

(注3) 「公共サービス改革基本方針」とは・・・

「公共サービス改革基本方針」は、「競争の導入による公共サービスの改革」に関する政府の基本的な方針を明らかにするとともに、

国の行政機関等の公共サービスのうち、官民競争入札・民間競争入札の対象とする業務や廃止の対象とする業務や、それに伴う措置、

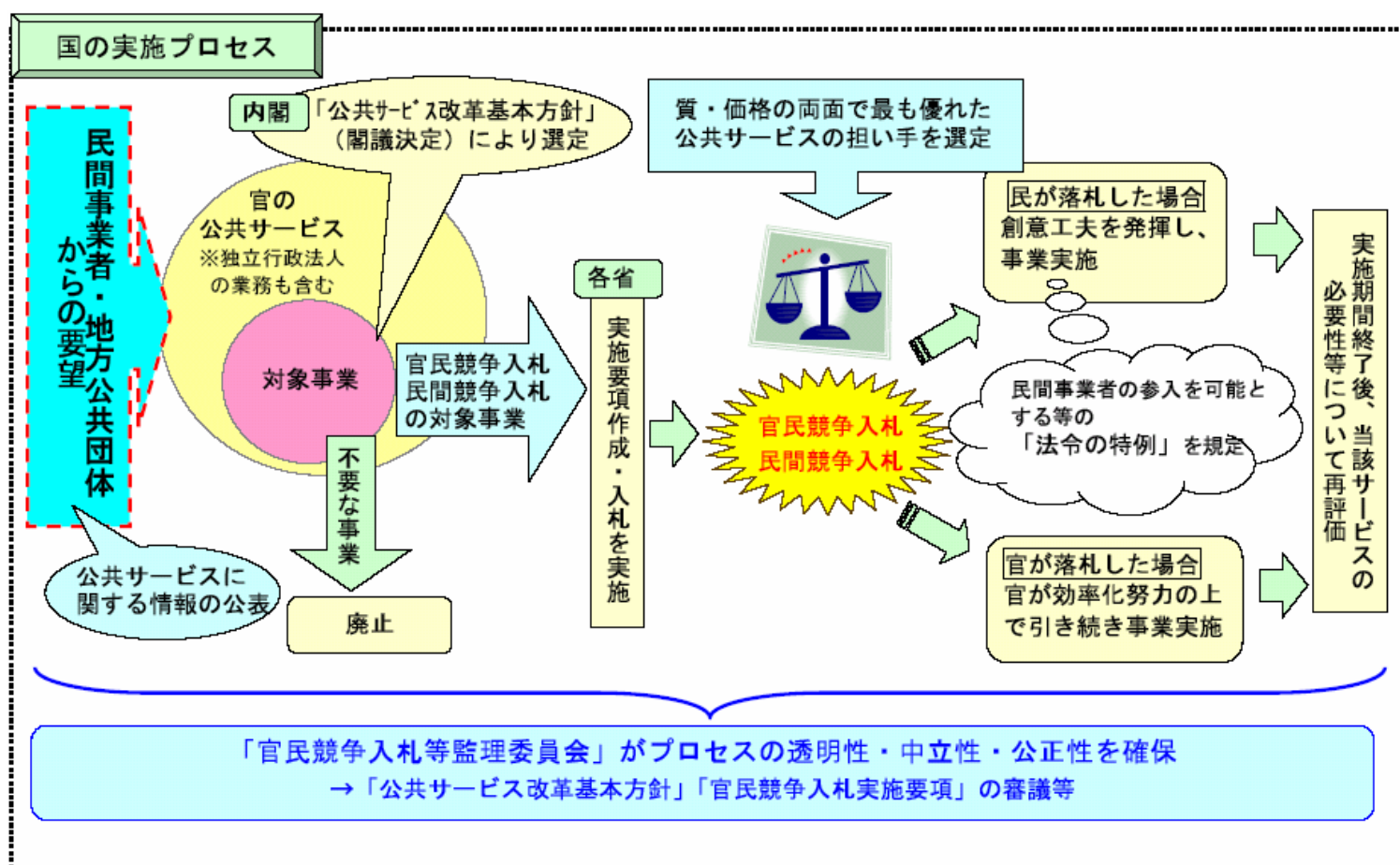
地方公共団体における官民競争入札・民間競争入札の実施を可能とする環境整備のための措置

等を定めるものです。同方針は、民間事業者等からの意見の聴取、国の行政機関等の長

等の間での協議、官民競争入札等監理委員会における審議等を経て閣議決定により定められ、毎年見直されることとされています。

2. 要望事項の取り扱い

いただいたご要望については、当室が行う関係府省等との調整や官民競争入札等監理委員会での審議等を通じて、年内を目途に「公共サービス改革基本方針」に反映できるように検討を進めていくこととしています。なお、このような調整の経過については、当室のホームページ上で公開いたします。



今回の要望募集は、上図の「民間事業者・地方公共団体からの要望」の部分に該当します

要望と入札参加の違いについて

今回の要望は、官民競争入札等への実際の参加とは別のものです。今回要望を提出された民間事業者等の方々であっても、その後の状況等を踏まえ、実際の入札に参加しないこととなっても差し支えありません。

また、今回の要望を行ったことにより、落札者の決定等にあたって、有利又は不利に扱われることはありません。

3. 要望主体及び内容

(1) 国の行政機関等の公共サービスに関して

(各府省に加え、独立行政法人等が実施する公共サービスを含む。)

民間事業者等どなたでも、以下の ~ の事項について要望可能です

官民競争入札又は民間競争入札の対象とすべきと考えられる公共サービス

官民競争入札・民間競争入札の対象とすることにより、民間の創意と工夫の発揮の効果が高いものと見込まれ、かつ、サービスの受益者である国民のため、より良質かつ低廉な業務の実現が可能と考えられる具体的な公共サービスについてご要望があれば、提出してください。

公共サービス改革法に基づいて官民競争入札等の対象とすることが既に予定されている事業等については、**別紙**をご参照ください。

廃止すべきと考えられる公共サービス

そもそも国の責任において実施する必要がないため、廃止の対象とすべきと考えられる具体的な公共サービスについてのご要望があれば、提出してください。

上記 ・ に関し、政府が講ずべき規制改革等の措置

官民競争入札や民間競争入札の対象とすべきと考えられる公共サービスについて、民間事業者の入札参加・業務実施を阻害している法令などの規制があり、官民競争入札等の実現のためにはその規制改革等の措置が必要と考えられる場合、その旨の要望を提出してください。

公共サービス改革法に基づいて官民競争入札等の対象とすることが既に予定されている事業につき上記 の観点から設けた法律の特例については、**別紙**をご参照ください。

その他

上記の他、公共サービスに関し民間事業者が担うことができると考えられる業務の範囲や、これに関し政府が講ずべき措置についてご要望があれば、提出してください。

関係府省等への単なる苦情等は、ご遠慮ください

(2) 地方公共団体関連の公共サービスに関して

(地方公共団体に加え、地方独立行政法人等が実施する公共サービスを含む。)

地方公共団体、民間事業者等どなたでも、以下の事項について要望可能です

地方公共団体等が官民競争入札又は民間競争入札を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置

地方公共団体等が、ある公共サービスの官民競争入札・民間競争入札を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があることから、当該公共サービスの官民競争入札等の実現のためにはその規制改革等の措置が必要と考えられる場合、その旨の要望を提出してください。

公共サービス改革法において既に措置されている地方公共団体のための法律の特例については、**別紙** をご参照ください。

(3) 要望時のポイント

要望書の作成に関する留意事項

イ 要望はできるだけ具体的に記載してください。

過去の「全国規模の規制改革・民間開放要望」募集における要望も参考にしてください。(規制改革・民間開放推進会議のホームページ <http://www.kisei-kaikaku.go.jp/accept/index.html> 参照。)

ロ 過去の「全国規模の規制改革・民間開放要望」募集において実現できなかった事項であっても、過去の要望とは異なる視点からのアプローチ等により実現される場合もあり得ますので、様々な視点からご検討いただき、ご意見をお寄せください。

公共サービスに関する情報の公表について

要望の提出に当たって、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報が必要な場合には、当室において、公共サービス改革法(第7条第4項)に基づく情報公表の要請を受け付けた上で、公表することとしておりますので、ご活用ください。

(詳細については、**別紙** をご覧ください。)

4. 要望の方法

(1) 募集期間

平成18年7月11日(火)～同年8月10日(木)

(2) 提出先

内閣府公共サービス改革推進室内 要望募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

<電話> 03-5501-2043

(3) 要望書の様式

国の行政機関関連の公共サービスに関しては、「様式1」に必要事項を記入してください。
地方公共団体関連の公共サービスに関しては、「様式2」に必要事項を記入してください。

指定様式以外の様式による要請は受け付けられませんので、ご注意ください。
要望書の作成に関する相談は、上記提出先で受け付けます。

(4) 提出方法

郵送又は持参により要望書2部及び電子媒体一式を提出してください。

郵送の場合には、封筒の表面に「要望書在中」と朱書きしてください。

・要望書 2部

【留意事項】

- イ 要望書は、片面印刷にしてください。(両面印刷は避けてください。)
- ロ 全ての書類(要望書、参考資料)はダブルクリップで綴じてください。(ホチキスや外れやすいクリップは避けてください。)
- ハ オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに拡大・縮小したものを添付してください。
- ニ カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は極力、白黒で作成してください。
- ホ 要望書、参考資料の順番にクリップ止めしてください。

・要望書を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 一式

【留意事項】

- イ 電子媒体には、「要望主体名(要望件数)」を明記したラベルを付してください。なお、「要望主体名」について、複数の主体による共同要望の場合は、連絡先として要望書に記載されている者又は団体の名称を記入し、要望主体が個人の場合は「個人」と記入してください。

同一主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルは1つのみとします。
- ロ 電子媒体に保存するファイルの名称は、「要望主体名(要望件数)」としてください。

同一要望主体が複数の要望を行う場合、全ての要望を必ず同一ファイル内の同一シートにまとめて記載してください。
- ハ 参考資料は、電子データ化し、要望書と同じ電子媒体に併せて保存してください。

5. その他

要望内容の詳細等を確認するために、要望書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますのでご注意ください。また、郵便事故や通信事故により未着となった要望については、本要望募集においては受け付けないこととなりますので、ご了承ください。

以上

1. 国の行政機関関連の公共サービスの中で既に法律に基づいて官民競争入札等の対象とすることが予定されている事業等

(1) 社会保険庁関連業務

国民年金保険料収納事業

- ・ 国民年金保険料の未納者に対する納付勧奨業務等
- ・ 原則として、平成 19 年度に速やかに落札者によって実施されるよう措置
- ・ 官民間の競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等に係る所要の特例規定を整備

(2) ハローワーク関連業務

人材銀行事業

- ・ 管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービス
- ・ 東京を含む 3 箇所について、原則として、平成 19 年 4 月から落札者によって実施されるよう措置
- ・ 官民間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に係る所要の特例規定を整備

キャリア交流プラザ事業

- ・ 求職者（特に管理職経験者や技術者）に対する就職支援業務（キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等）
- ・ 8 箇所について、原則として、平成 19 年 4 月から落札者によって実施されるよう措置
- ・ 官民間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に係る所要の特例規定を整備

求人開拓事業

- ・ 求人情勢の厳しい地域で就職先企業を開拓する事業
- ・ 5 地域について、原則として、平成 19 年 4 月から落札者によって実施されるよう措置

(3) 統計調査関連業務

- ・ 科学技術研究調査及び個人企業経済統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ平成 19 年度までに市場化テスト・民間開放を実施
- ・ 上記以外の総務省所管指定統計調査については、市場化テスト・民間開放の実施のための計画を平成 18 年度前半までに策定
- ・ （独）統計センターの業務については、市場化テスト・民間開放の実施に向け、平成 18 年度前半を目途に結論

(4) 独立行政法人関連業務

(独) 雇用・能力開発機構の設置・運営するアビリティガーデンにおける職業訓練事業

- ・ ホワイトカラー向けの職業訓練業務等
- ・ 6 コースについて、原則として、平成 19 年 4 月から落札者によって実施されるよう措置

(独) 雇用・能力開発機構の設置・運営する「私のしごと館」における体験事業

- ・ 適職の選択等、若年者のキャリア形成を支援するための職業体験事業
- ・ 5 職種について、原則として、平成 19 年 4 月から落札者によって実施されるよう措置

2. 地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例

地方公共団体における窓口 6 業務

個人情報の保護等に十分に配慮した上で、「官民競争入札」又は「民間競争入札」の対象として民間事業者が実施することができる旨の戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)等の特例を規定し、あわせてこれらの業務を「官民競争入札」又は「民間競争入札」に付し、民間事業者に実施させる際に必要な規定を整備

戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

住民基本台帳法に基づく戸籍の附票写しの交付の請求の受付及びその引渡し

印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

詳細は、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画(再改定)」(平成 18 年 3 月 31 日閣議決定)をご覧ください。

【参考】規制改革・民間開放推進 3 か年計画

(http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2005/0331/item050331_03-01.pdf)

平成 18 年 7 月 7 日

「公共サービス改革基本方針」の作成に係る情報公表要請の受付について

内閣府 公共サービス改革推進室

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)では、「公共サービス改革基本方針」の策定に当たり行うこととされている民間事業者からの意見の聴取を適切に実施するため、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等に関する情報について公表を行うことされています(同法第 7 条第 4 項)。

これを踏まえ、今般、国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表要請を受け付けます。

2. 要請の取扱い

いただいた要請については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、依頼後から原則として 2 週間程度を目途に、当室のホームページに掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

なお、公表資料の作成内容等について要請者や関係行政機関等との間で調整が必要な場合や、特定の事業に対する大量の公表要請があった場合、地方支分部局、独立行政法人等への照会を要する場合等には、公表までさらに時間を要する場合があります。

公表する情報

国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目(各府省に加え、独立行政法人等が実施する公共サービスを含む。)について公表

事業の内容

事業概要、業務量等

実施体制

人員、事業所数等

実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

その他、参考となる情報

ホームページ上で別紙の「情報公表様式」により公表します。
地方公共団体等の実施する公共サービスは対象ではありませんので、ご注意ください。

3. 要請主体及び要請時のポイント

(1) 要請できる主体

民間事業者等どなたでも要請できます。

(2) 要請時のポイント

- イ 「意見聴取」にあたって参考となる情報が公表の対象です。
(「意見聴取」については、＜「公共サービス改革基本方針」の作成に関する意見の募集について＞をご参照ください。)
- ロ 情報公表を希望する公共サービスの範囲ができるだけ具体的に分かるように記載してください。「 省の実施する全業務」、「(独) 機構の実施する全業務」など事務事業を具体的に特定しない漠然とした要請には対応できません。
- ハ 国の行政機関等の特定の業務のうち、一部の地域・施設等に対象を限定して要請していただくことも可能です。

4. 要請の方法

(1) 募集期間

平成18年7月11日(火)～同年8月10日(木)

(2) 提出先

内閣府公共サービス改革推進室内 要請募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

<電話> 03-5501-2043

(3) 情報公表要請書の様式

「様式3」に必要事項を記入してください。

指定様式以外の様式による要請は受け付けられませんので、ご注意ください。
要請書の作成に関する相談は、上記提出先で受け付けます。

(2) 提出方法

郵送又は持参により情報公表要請書 2部及び電子媒体一式を提出してください。

郵送の場合には、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

・要請書 2部

【留意事項】

- イ 要請書は、片面印刷にしてください。(両面印刷は避けてください。)
- ロ 全ての書類(要請書、参考資料)はダブルクリップで綴じてください。(ホチキスや外れやすいクリップは避けてください。)
- ハ オリジナルの原稿が A4 サイズではない参考資料は、必ず A4 サイズに拡大・縮小したものを添付してください。
- ニ カラー原稿でなければ表現することができない内容である等、特別な事情がない限り、原稿は極力、白黒で作成してください。
- ホ 要請書、参考資料の順番にクリップ止めしてください。

・要請書を保存した電子媒体(FD、MO 又は CD-R) 一式

【留意事項】

- イ 電子媒体には、「要請主体名(要請件数)」を明記したラベルを付してください。なお、「要請主体名」について、複数の主体による共同要請の場合は、連絡先として要請書に記載されている者又は団体の名称を記入し、要請主体が個人の場合は「個人」と記入してください。
同一要請主体から提出できる電子媒体及び電子ファイルは一日に一つのみとします。
- ロ 電子媒体に保存するファイルの名称は、「要請主体名(要請件数)」としてください。
同一要請主体が一日に複数の要請を行う場合、全ての要請を必ず同一ファイル内にまとめて記載してください。
- ハ 参考資料は、電子データ化し、要請書と同じ電子媒体に併せて保存してください。

5. その他

要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問い合わせをさせていただく場合がありますのでご留意ください。また、郵便事故や通信事故により未着となった要請については、本募集においては受け付けないこととなりますので、ご了承ください。

以上

情報公表様式

受付日 年 月 日 (管理番号)

作成時点		年 月 日 現在		
1 事業の名称				
2 所管府省等	(1) 所管府省・独立行政法人等			
	(2) 直接業務を実施する行政機関等			
3 事業の内容	(1) 業務の目的及び概要			
	(2) 主要な業務及び業務量			
4 実施体制	(1) 事業所数・所在地			
	(2) 人員 (直接業務に従事した常勤者の数。括弧内は短期雇用の非常勤者で外数である。)	年度	年度	年度
5 実施方法	(1) 具体的実施方法			
	(2) 事業の目的を達成する観点から重視すべき事項 (業務従事者に求められる知識・経験等を含む。)			
6 その他参考となる情報	(1) 業務の内容・実績を把握するために参考となる指標等			
	(2) 対象事業に関する法令			
	(3) 参考となるホームページ			
	(4) その他民間からの公表要請の趣旨を踏まえ公表が適当である事項			

(様式1)意見聴取 記入用【対象:国の行政機関等の公共サービス】

管理番号	事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の実施を阻害している現行の規制の内容	事業の所管官庁	要望主体名	要望主体分類コード	要望者連絡先(住所)	要望者連絡先(部署)	要望者連絡先(役職)	要望者連絡先(担当者名)	要望者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要望者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																			
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																			
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																			

(様式1)意見聴取 記入要領【対象:国の行政機関等の公共サービス】

管理番号	事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	要望理由	官民競争入札等の実施を阻害している現行の規制の内容	事業の所管官庁	要望主体名	要望主体分類コード	要望者連絡先(住所)	要望者連絡先(部署)	要望者連絡先(役職)	要望者連絡先(担当者名)	要望者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要望者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
【当室で記入】要望主体による記入は不要です。	要望する事項毎に、1から順番に半角数字で付番してください。	要望する事項を端的に示す内容を記入してください。【最大30文字程度】。	下記の事項に関する要望内容について、出来るだけ具体的かつ明確に記入して下さい。【「公共サービス改革基本方針」の策定に関する意見の募集について】の「3. 要望主体及び内容」(3頁)をご覧ください。官民競争入札又は民間競争入札の対象とすべきと考えられる公共サービス 官民競争入札等を実施する事業について官民競争入札等を実施する事業について官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫により、より良質かつ低廉な業務の実現が可能になると考えられる。」「現在 が実施している 事業については、官民競争入札等の対象とすべきと考えるが、××法 条により当該事業については民間事業者の参入が認められていないため、民間事業者の参入を可能とするよう法律を見直す必要がある。」	「要望対象の公共サービスについて、これを民間事業者が担うことができるものとした場合に、当該公共サービスの受益者である国民にとって、サービスの質の維持向上やコスト削減等の観点からどのような効果が期待できるか、など、要望理由をできるだけ具体的に記入してください。」 (例) 「現在 が実施している 事業については、民間事業者が同様の事業を行っている実績があり、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫により、の効果が期待出来る。」	民間事業者の入札参加・業務実施等を阻害している法令等の規制を見直す必要があるとお考えの場合には、関係する法律・政令・通達・告示を可能な範囲で具体的に記入してください。 (例) 「法 条により、当該事業については民間事業者の参入は認められていない。」	対象事業を所管する官庁名を記入してください。	要望主体名を記入してください。 複数の主体による共同要望である場合は、当該複数主体を全て併記してください。 個人での要望の場合は、「個人」と記入してください。	要望主体の分類について、別シート「要望主体コード表」に従って、該当するコード(a～g)を記入してください。	住所を記入してください。	担当部署を記入してください。	担当者の役職を記入してください。	担当者名を記入してください。	担当者名のフリガナを記入してください。	担当者の電話番号を半角数字で記入してください。	担当者のFAX番号を半角数字で記入してください。	担当者のe-mailアドレスを半角英数字で記入してください。 (「/」-「@」は設定しないこと)	要望者名の公開が「可」の場合「1」を、「否」の場合「2」を半角数字で記入してください。	要望者名の公開について「否」を希望される場合に、その理由を具体的に記入してください。 公開「可」の場合は、記入する必要はありません。	自由にご記入ください。 ・要望理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、本欄に項目列挙のうえ添付資料として提出してください。 ・他の公共サービス改革要望事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、関連する事項がある場合には、その内容を明記してください。 ・官民競争入札等の実施に当たり必要と考える官民間の競争条件均一化措置及び理由を出来るだけご記入ください。 (例) 「落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、免税額・補助金額を適切に加除しなければ、民間が不利な扱いを被ることとなる。」 「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」

注1) 複数の事項について要望する場合は、同一行内に記載せず、必ず行を分けて記入してください。

注2) 1度に4件以上の要望する場合は、一枚の記入用シート上に行を増やしてください。

注3) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は原則として行わないでください。

注4) 「要望主体名」「要望者連絡先(住所、部署、役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄に記載のない場合は受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

(様式2)意見聴取 記入用【対象:地方公共団体関連の公共サービス】

管理番号	事項番号	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	法令・制度の所管官庁	要望主体名	要望主体分類コード	要望者連絡先(住所)	要望者連絡先(部署)	要望者連絡先(役職)	要望者連絡先(担当者名)	要望者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要望者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																		
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																		
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。																		

(様式2) 意見聴取 記入要領【対象:地方公共団体関連の公共サービス】

管理番号	事項番号	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	法令・制度の所管官庁	要望主体名	要望主体分類コード	要望者連絡先(住所)	要望者連絡先(部署)	要望者連絡先(役職)	要望者連絡先(担当者名)	要望者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要望者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
[当室で記入]要望主体による記入は不要です。	・要望する事項毎に、1から順番に半角数字で付番してください。	・規制改革等の措置を要望する対象事業名を端的に示す内容を記入してください(最大30文字程度)。	地方公共団体が、ある公共サービスの官民競争入札・民間競争入札を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があることから、当該公共サービスの官民競争入札等の実現のためにはその規制改革等の措置が必要と考えられる場合、関係する法律・政令・省令・通達・告示等の名称及び必要と考えられる規制改革等の措置の内容について、なるべく具体的に、記入してください。 (例)「法 条により、 事業については民間事業者の参入は認められていないため、法律の特例として x x という内容を盛り込んでほしい。」	・対象事業について官民競争入札等実施する理由をできるだけ具体的に記入してください。 (例)「現在、県が実施している 事業については、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫により、 の効果が期待出来る。」	対象法令等を所管する国の官庁名を記入してください。	要望主体名を記入してください。 複数の主体による共同要望である場合は、当該複数主体を全て併記してください。 個人での要望の場合は、「個人」と記入してください。		住所を記入してください。	担当部署を記入してください。	担当者の役職を記入してください。	担当者名を記入してください。	担当者名のフリガナを記入してください。	担当者の電話番号を半角数字で記入してください。	担当者のFAX番号を半角数字で記入してください。	担当者のe-mailアドレスを半角英数字で記入してください。(ハイパーリンクは設定しないこと)	要望者名の公開が「可」の場合「1」を、「否」の場合「2」を半角数字で記入してください。	要望者名の公開について「否」を希望される場合に、その理由を具体的に記入してください。 公開「可」の場合は、記入する必要はありません。	自由にご記入ください。 ・要望理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、本欄に項目列挙のうえ添付資料として提出してください。 ・他の公共サービス改革要望事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、関連する事項がある場合には、その内容を明記してください。 ・官民競争入札等の実施に当たり必要と考える官民間の競争条件均一化措置及び理由を出来るだけご記入ください。 (例)「落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、免税額・補助金額を適切に加除しなければ、民側が不利な扱いを被ることとなる。」 「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」

複数の主体による共同要望である場合は、その連絡担当となる方を記入してください。

要望内容の詳細について当該連絡先に当室から連絡・確認させて頂くことがありますので、ご留意ください。

- 注1) 複数の事項について要望する場合は、同一行内に記載せず、必ず行を分けて記入してください。
- 注2) 1度に4件以上の要望する場合は、一枚の記入用シート上に行を増やしてください。
- 注3) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は原則として行わないでください。
- 注4) 「要望主体名」「要望者連絡先(住所、部署、役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄に記載のない場合は受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

(様式3) 情報公表要請 記入用

管理番号	事項番号	情報公表を要請する事業	要請理由	事業の所管官庁	要請主体名	要請主体分類コード	要請者連絡先(住所)	要請者連絡先(部署)	要請者連絡先(役職)	要請者連絡先(担当者名)	要請者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要請者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。																	

(様式3) 情報公表要請 記入要領

管理番号	事項番号	情報公表を要請する事業	要請理由	事業の所管官庁	要請主体名	要請主体分類コード	要請者連絡先(住所)	要請者連絡先(部署)	要請者連絡先(役職)	要請者連絡先(担当者名)	要請者連絡先(担当者名フリガナ)	担当者連絡先(電話番号)	担当者連絡先(FAX番号)	担当者連絡先(e-mailアドレス)	要請者名の公開可否	公開「否」の理由	その他(特記事項)
【当室で記入】要請主体による記入は不要です。	要請事項毎に、1から順番に半角数字で付番してください。	要請事項の具体的な内容を明確に記入してください。 (例)「現在 が実施している事業」、「事業のうち、××に関する事務」 国の行政機関等が行っている特定の業務のうち一部の地域・施設等に対象を限定して要請していただくことも可能です(最大30字程度)。	情報公表が必要と考えられる理由や背景(例えば、現状の公共サービスの在り方に問題があるとお考えであれば、その内容等)をできるだけ具体的に記載してください。 (例)「現行の 事業について官民競争入札又は民間競争入札を実施することになれば、といった点で業務の質の改善が図り得るのではないかと考えていることから、 事業の現状について情報の公表を求め。」	対象事業等を所管する官庁庁名を記入してください。	要請主体名を記入してください。 複数の主体による共同要請である場合は、当該複数主体を全て併記してください。 個人での要請の場合は、「個人」と記入してください。	要望主体の分類について、別シート「要請主体コード表」に従って、該当するコード(a~g)を記入してください。	住所を記入してください。	担当部署を記入してください。	担当者の役職を記入してください。	担当者名を記入してください。	担当者名のフリガナを記入してください。	担当者の電話番号を半角数字で記入してください。	担当者のFAX番号を半角数字で記入してください。	担当者のe-mailアドレスを半角英数字で記入してください。 (ハイパーリンクは設定しないこと)	要請者名の公開が「可」の場合「1」を、「否」の場合「2」を半角数字で記入してください。	要請者名の公開について「否」を希望される場合に、その理由を具体的に記入してください。 公開「可」の場合は、記入する必要はありません。	自由にご記入ください。 要請理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、本欄に項目列挙のうえ添付資料として提出してください。

注1) 複数の事項について要請する場合は、同一行内に記載せず、必ず行を分けて記入してください。

注2) 1度に4件以上の要請をされる場合は、1枚の記入用シート上に行を増やしてください。

注3) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は原則として行わないでください。

注4) 「要請主体名」「要請者連絡先(住所、部署、役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄に記載のない場合は受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

(別表1)

要望主体分類コード表

- a : 民間企業
- b : 地方公共団体
- c : 任意団体
- d : NPO法人
- e : 社団法人
- f : 個人
- g : その他(複数の主体による共同提案等)